

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例について

平成28年3月7日  
保 健 福 祉 部

## 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の改正に伴い、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）の範囲を拡大するとともに、基準該当生活介護とみなされる通いサービスの要件及び基準該当短期入所の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 2 改正の内容

- (1) 介護保険制度における指定地域密着型通所介護事業者が提供する通所介護を基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）に加える。
- (2) 介護保険制度における指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスが一定の要件を満たしている場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなすこととする。
- (3) 基準該当生活介護とみなされる通いサービスの登録定員、利用定員及び従業者の員数の要件に、(2)により基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスの利用者に関する事項を加える。
- (4) 基準該当短期入所の宿泊サービスの提供及び利用定員の基準に、(2)により基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスの利用者に関する事項を加える。

## 3 施行期日

平成28年4月1日